

南市民センター駐車場用地賃貸借事業者 募集要項（案）

1. 目的

南市民センター第2駐車場（以下「貸付け対象物件」という。）の余裕の部分をサービスの向上や公有財産の有効活用を図るため、「貸付け対象物件」へ有料時間貸駐車場（以下「有料駐車場」という。）を設置・運営する事業者を一般競争入札により選定します。

入札に参加された事業者の中から、賃借料の最も高い金額を提示した事業者を有料駐車場設置・運営事業者（以下「設置事業者」という。）として決定します。

2. 貸付け対象物件

名称	南市民センター第2駐車場	最低貸付価格 (年額・税込み)
所在地・地番	東京都町田市南町田1-169-4 東京都町田市南町田1-169-5	673,200円
貸付面積	計503.47㎡から倉庫設置個所を除く。 別紙図面のとおり	

3. 一般競争入札資格要件

次に該当する法人は、応募することができません。（決定後、要件を満たしていないことが判明したときは、決定を取り消します。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 正当な理由なくして町田市との契約を過去3年間に遡り履行しなかった者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する者又は、暴力団員が実質的に支配している会社等
- (5) 有料駐車場の設置・運営業務において自ら管理運営する期間が過去2年間以上の実績を有していない者

4. 募集条件等

(1) 貸付期間

2026年3月1日から2031年3月31日まで。

なお、公用・公共用に供するため必要とするときは、使用を制限する場合があります。（南市民センター駐車場用地賃貸借に関する仕様書を参照してください。）

(2) 設置業者決定方法

賃借料の最も高い金額を提示した事業者を「設置事業者」として決定します。

ただし、最も高い金額を提示した者が辞退した場合及び設置事業者の決定を取り消した場合

合は、次点の方を設置事業者とします。

(3) その他

駐車場の運営、事業計画書・報告書等の提出、利用料金の設定、設備、原状回復に関する
ことは、南市民センター駐車場用地賃貸借に関する仕様書を参照してください。

5. 入札参加と事業者の決定等

(1) 入札参加

下記提出期限までに必要な書類を南市民センターに提出してください。

① 提出期限 2025年12月8日(月)から12月12日(金)午後5時00分必着
窓口業務時間、午前8時30分～午後5時00分まで

② 提出先 南市民センター（〒194-0012 東京都町田市金森4丁目5番6号）
担当：増井・山田（TEL 042-795-3165）

③ 必要な書類（各1部）

- ・ 入札参加申請書
- ・ 誓約書
- ・ 駐車場運営実績申告書
- ・ 委任状（当日代表者以外が入札の場合は提出してください。）
- ・ 質疑書（質疑がある場合は12月1日から12月5日までに提出してください。回答は町田市ホームページで12月8日までにを行います。）

(2) 設置事業者の決定

- ① 入札された金額うち、最高額を提示した事業者を設置事業者とします。
- ② 入札日時 2025年12月22日(月) 午後3時
- ③ 入札会場 町田市役所5階入札室（町田市森野2-2-22）
- ④ 最高額を提示した事業者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
- ⑤ 設置事業者を決定したときは、事業者名及び金額を、町田市ホームページ等にて参加事業者名、希望貸付価格と共に公表します。
- ⑥ 設置事業者を決定後、契約、設置などに係る手続きについて後日説明を行います。

6. 契約の手続き

設置事業者は町田市行政財産借用申請書および、賃貸借契約書を提出期日（別途ご案内します。）までに提出してください。

7. 条件の厳守について

仕様書や本募集要項を厳守してください。契約条件に違反したときは、契約期間中であっても契約を解除することがあります。この場合において、契約を解除されたことにより損害が生じて、町田市はその補償及び賃料の返金を行いません。

8. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募資格を失った場合。
- ③ 町田市の施設における駐車場用地賃貸借事業者募集に応募し、設置事業者に決定した者が、正当な理由なくして辞退した場合。

9. 無効要件

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低落札価格を下回る価格によるもの。
- ② 応募事業者の記名押印がないもの。
- ③ 応募に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ④ その他価格提案に関する条件に違反したもの。
- ⑤ その他必要書類に不備があるもの。

10. その他

手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。